

## 議案第4号

大網白里市社会福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大網白里市社会福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年12月3日提出

大網白里市長 金坂昌典

大網白里市社会福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例

大網白里市社会福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成2年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市は」の次に「、高齢者、児童、障害者等の福祉の増進を図るため」を加え、「高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、生活環境の形成等を図るため」を削る。

第4条中「第1条に定める目的の資金に充てる場合には」を「第1条に規定する目的で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 市民の福祉の増進を目的とした事業の財源に充てるとき。
- (2) 福祉施設の改修及び整備の財源に充てるとき。
- (3) 福祉施設の整備財源として発行した市債の償還財源に充てるとき。

第5条中「別に市長が」を「市長が別に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。